解散公告

当社は、平成二十五年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月三十日

福岡市中央区薬院一丁目一番一号四Ｆ

モバイルクリエイト株式会社

代表清算人　金子　啓一

解散公告

当社は、平成二十五年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月三十日

北九州市八幡東区松尾町一七番三五号

亀山社中株式会社

代表清算人　佐元　虎陸

解散公告

当社は、平成二十五年八月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月三十日

長崎県佐世保市大和町三八六番地一

有限会社ホープ・カラー

清算人　井上臨太郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年八月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月三十日

熊本市中央区坪井二丁目五番九号

医療法人大嶋歯科医院

清算人　大嶋　健一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年五月二十日開催の社員総会の決議並びに千葉県知事の認可により平成二十五年九月六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月三十日

千葉県木更津市岩根三丁目一一番六号

医療法人社団啓誠会

清算人　大溝　和代

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月二十一日開催の評議員会および理事会の決議並びに東京都知事の認可により、平成二十五年八月二十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月三十日

東京都台東区元浅草一丁目六番一七号ＮＩＣ上野ビル二階

医療法人財団新誠会

清算人　森本　榮

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三日開催の総会の決議並びに広島市長の認可により平成二十五年九月五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月三十日

広島市南区猿猴橋町二番一一号

医療法人社団吉原クリニック

清算人　吉原　昌子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月三十日

広島県山県郡北広島町橋山一一四四番地

財団法人橋山自治会

代表清算人　齋藤　貢

解散公告（第二回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月三十日

高知県香南市香我美町山北二八三三番地

社団法人土佐香南会

清算人　宮崎　晃行

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年八月二十六日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月三十日

長崎市魚の町三番三三号

社団法人長崎県下水道建設業協会

清算人　佐藤健太郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月三日付の熊本県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月三十日

熊本県菊池市隈府二七八番地四

学校法人聖母学園

清算人　村田加代子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十七日）から平成二十五年十一月二十九日までにお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月三十日

大分市中央町三丁目六―九

社団法人大分市商店街連合会

清算人　園田　孝吉

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年八月二十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月三十日

茨城県石岡市下青柳二〇〇番地

社団法人茨城県花き園芸協会

清算人　神生　賢一

解散公告（第三回）

当社は、平成十四年十二月三日商法第四〇六条ノ三第一項により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月三十日

東京都台東区台東四丁目六番一号

株式会社ヒスコ

代表清算人　平田　義雄

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年三月二十七日付けの新潟県知事の解散認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月三十日

新潟県阿賀野市岡山町一〇番一五号

阿賀野市土地開発公社

代表清算人　田中　清善

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月二十一日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月三十日

大分県中津市本耶馬渓町折元六七九番地の一

財団法人上津保育園

代表清算人　河野　和枝